

地方公共サービス小委員会
第9回議事録

内閣府 公共サービス改革推進室

第9回地方公共サービス小委員会 議事次第

日 時：平成27年3月3日（火）13:00～15:00

場 所：永田町合同庁舎1階 第1共用会議室

1. 開 会
2. 地方公共サービス小委員会報告書に関する周知活動のまとめについて
3. 公金債権回収業務における試行自治体の実施結果について
4. 「国立大学附属病院・国公立病院等における医業未収金の徴収手法等に関する調査」
報告
5. 地域の公共サービス改革（窓口関連業務）に関する取組の調査報告
6. 地方公共団体における業務の民間委託について【非公開】
7. 今後の地方公共サービス小委員会の活動について【非公開】
8. 閉 会

<出席者>

（委 員）

北川主査、稲生副主査、清原副主査、荒川専門委員、生島専門委員、石津専門委員、
柏木専門委員、辻専門委員、野口専門委員

（事務局）

市川事務局長、新田参事官、金子参事官

○北川主査 それでは、定刻になりましたので、第9回地方公共サービス小委員会を始めさせていただきます。

昨年7月28日以来の開催となりますが、早速、議事に入りたいと思います。

本日の議題は、議事次第に書いてあるとおりでございます。

なお、本日の委員会では、議題として、後半に「6 地方公共団体における業務の民間委託について」及び「7 今後の地方公共サービス小委員会の活動について」を審議いたしますが、非公開情報が含まれていることから、官民競争入札等監理委員会運営規則第5条の規定の例に準じまして、当該議題に係る会議は非公開とし、後日、議事要旨を公開することといたしたいと思いますが、よろしいですか。

(「異議なし」と声あり)

○北川主査 それでは、ありがとうございました。

本日の小委員会の審議を始めさせていただきます。

議事次第に従いまして「2 地方公共サービス小委員会報告書に関する周知活動のまとめについて」にまいります。

事務局から御説明をお願いいたします。

○事務局 事務局の早川でございます。私からは、資料1に基づきまして、「地方公共サービス小委員会報告書に関する周知活動のまとめについて」御説明申し上げます。

こちらにつきましては、前回7月28日の本委員会において、資料にあります1.の(5)の自治体訪問で26年7月8日の守谷市さんまで報告をさせていただきました。

その後、前回の小委員会での委員の皆様の御意見を踏まえまして、それ以降、周知活動をしてきた内容について御報告いたしたいと思います。

(5)ですが、その後、8月21日の浜松市さんを初めとして2月13日の稲敷市さんまで、全部で計14団体を訪問してまいりました。

(6)ですが、自治体研修への講師派遣でございまして、長野県さんには8月27日に行ったわけですが、こちらは1.の(2)にございます各都道府県・各政令指定都市宛に、当室の参事官名で報告書が完成したことを事務連絡文書で発出したところ、長野県さんからぜひ来てほしいと、そういうような御要望をいただきまして、長野県に行き、報告書の周知を図ってきたということでございます。この際、自治体職員については129名の御参加がございました。

また、長野県にあります須坂市さんからも、このような講師派遣の依頼を受けて行っております。

(7)ですが、地方公共団体における弁護士の役割に関するシンポジウム、こちらは日本弁護士連合会が行っているものですが、そちらでも報告書の周知の時間をいただきまして、札幌・高松で行ってきたところでございます。

また、(8)の監査法人。船橋市で公金の外部監査をやった公認会計士がいらっしまして、そちらのほうで、今後、公金の債権回収について何かお手伝いとかいう形で、い

ろいろな意見交換をしてきたところでございます。

(9) ですが、地方公共団体向け実務研究誌ということで、こちら御用意してございますが、『月刊 税』、季刊誌ですが、『自治体法務研究』という2冊の本に寄稿いたしました。『月刊 税』については本年1月号、『自治体法務研究』については、2月25日でもまだ発刊されたばかりですが、税部門、併せて、法務研究というのは、自治体で言う法務担当の方に送られるものですので、そちら両面から全国の各自治体にこういうことを周知させていただいたということでございます。

裏面になりますが、昨年度に引き続きまして、地方公共団体の方の職員の法務意識・能力の向上のために、日弁連の協力を得まして、法務研修を実施いたしました。表のとおり、東京、愛知までは開催することを前回申し上げておったのですが、その後、新潟、岡山ということで、今年に入ってから開催いたしまして、自治体職員数で数えますと、514名の方が御参加いただいたということでございます。表の一番下でございますが、参加した自治体の都道府県においても、各地から、遠くから御興味を持って御参加いただいたということでございます。

こちらが周知を行った事実ですが、どのような反応であったかということも2. 以降にまとめてございます。主立ったものを御説明申し上げますと、2ページ目の一番下、報告書の理念として、債権回収と福祉的配慮の両立の理念に大いに共感していることが寄せられました。こちらは報告書の1つの特徴でもありましたので、それはまさに自治体の方に受け入れられたのではないかと考えております。

また、3ページ目に行きますが、一番上の○になりますが、債権管理条例の制定が課題だということ。これはまだ条例に制定されていない自治体もありますので、こちらをすることによって債権放棄にもつながっていきますので、そちらについて課題であることも認識されたということでございます。

あと、主立ったところで申し上げますと、(2)の『月刊 税』の反響ですが、取組事例の紹介がよかったということ。やはり事例を載せることがかなり自治体にとって有益な情報になることも理解したところでございます。

(3)の(ア)で、法務研修のアンケート結果を紹介いたしますと、報告書について、(ア)で、「知っていた」という方は18.8%でございました。(イ)で、実際研修をやったところ、90%以上の方が参考になっており、御理解いただいたものというふうに考えてございます。

4ページ(エ)の一番上の○ですが、自治体内部で議論となるであろう点が、報告書に実務的観点から論じられているという意見がございました。これはまさに報告書の真骨頂でございまして、自治体の実情をよく御存知の委員の皆様がまとめられたことの成果が、こういう辺りに如実にあらわれているのかなと感じております。

また、その下になりますが、債権管理回収に取り組むための動機づけ、コンセンサスの理論・論点整理として参考になったと。あるいは、2つ下に行きまして、全国的なトレン

ドがわかった。あるいは、その2つ下に行きまして、自治体と民間とがそれぞれの役割を果たしてうまく連携していくことが必要だということ。あるいは、下から3つ目になりますが、外部委託にかかる仕様書及び委託金額、そういうものが具体的に示されているので参考になったということで、一番下にありますが、おおむね好意的に受け入れられて、今後どのように行動していけばよいのかの指標になったと、そんなような意見が多く寄せられたところでございます。

私どもとしては、報告書をつくっただけではなくて、直接様々な声をこのように具体的に聞いたことが大変参考になったと思っております。私どもとしては、可能な限り、各地域に出向いたり、いろいろな形で、小さいながらも、滴というかそういったものを落としきつたつもりでございますので、そういった水面に落ちた滴が少しずつ広がります、大きな円になることを期待しているということでございます。

以上、簡単ではございますが、説明とさせていただきます。

○北川主査 ありがとうございます。

昨年3月に策定しました報告書について、本年度、多岐にわたる周知活動を行ったということでございます。ただいまの事務局より御報告がありました内容について、御意見や質問がございましたら、御発言をお願いいたします。

冒頭、私から1つだけ。(3)の(ア)で、「研修受講前の報告書の認知度」ですね。これが「知っていた」の回答が18.8%で、少ないなと思いますが、この背景についてちょっと御説明いただけますか。

○事務局 こちら前提といたしましては、各自治体の行政改革課担当宛に文書を流したのですが、研修参加されている方が、実際に実務を担当者が、例えば給食費を担当している方とか、下水道を担当している方、実際の債権回収に携わっている方が多かったということで、自治体内での通知した後の横の連携がなかなか図られなかった部分もあるのかなど。そういったところを、自治体内部で、さらに、横・縦の連携を図っていただく必要があるのではないかと考えております。

○北川主査 というようなことがあったそうでございますが、どうぞ、それぞれの委員の皆様方、御発言をお願いいたします。それでは、どうぞ。

○清原副主査 御説明ありがとうございます。三鷹市長の清原です。

今回、私たちがまとめた報告書についてとにかく周知を、とお願いいたしましたところ、これだけ幅広くいろいろな機会に周知への取組をしていただいたことに、まず感謝を申し上げます。

特に、報告書周知活動の「(3) 地方3団体訪問」とあります。直接訪問されて、このような研究をしたことを御説明いただくとともに、その影響として、全国市長会及び全国町村会のホームページに、URLも掲載されたということで、担当者の方へ周知することも大事ですが、市町村長に、あるいは知事さんにこうした情報が行くことも大事ですので、これは、今後もこうした報告書がまとまったときには、このようにしていただければと思

ます。

そこで、1つ質問ですが、(7)に、地方公共団体における弁護士の役割に関するシンポジウムで周知をされたということで、今年度は札幌市と高松市で行われて、参加者を見ますと、弁護士の役割に関するシンポジウムですが、自治体職員の人が相対的に人数多く参加されていたようです。こうしたシンポジウムに事務局の方がもし参加されていらしたとしたら、この日弁連さん主催の取組の中でお気づきのことがありましたら、御紹介いただければと思います。よろしくお願いします。

○事務局 事務局の渡邊でございます。

私、札幌市・高松市いずれも行っており、そちらで報告書についての御説明をさせていただいておりました。こちらは自治体職員の方、それぞれ33名、46名ということで、札幌市の場合は特に北海道内で、高松市の場合は特に四国全体から、本当に多くの方々、自治体の職員様が御出席いただきまして、このシンポジウムについて、内閣府は後援をさせていただいております。

もともとの趣旨としては、日弁連で、各自治体との連携を今後深めていこうということで、さまざまな行政サービスのサポートができますよということで、いろいろな周知活動をしていると。その一環で、内閣府の今回の報告書を策定したこともあり、弁護士を含めてさまざまな民間事業者との間で官民連携が図られるようにということで、活動させていただいておまして、後援もさせていただけるということで、今回御説明をさせていただきました。非常に多くの反響をいただきまして、民間委託をちょうど検討しているけれども、なかなかどうやったらいいかわからないというような声もいただく中で、報告書が非常に役立ったという声もいただいております。

○清原副主査 どうもありがとうございます。

私たちがサービサーの方だけではなくて、弁護士の皆様の活躍についても触れたところから、この(7)の「弁護士の皆様との連携」、あるいは(8)の「監査法人との意見交換会」など、こうした動きは今後も重要だと思います。どうもありがとうございます。

○北川主査 どうもありがとうございました。

○稲生副主査 今回の資料1を拝見しまして、我々の委員会で議論いただきました債権回収と福祉的配慮の両立とか、そういった理念に共感いただいているとか、あるいは、事例に配慮した事務局の皆さんの御努力によって、そういったデータが幅広く認識されつつあるのかなという印象を持っております。

他方、今後、どういう課題があるのかということで、このペーパーを拝見してありましたところ、例えば3ページに、ちょっとばらけた形にはなっているのですが、上から2つ目の○の実務的な課題ということで、引継ぎデータの整備の問題ということで、恐らくこれはテクニカルな話なので、うまい事例が出てくれば、また、これは紹介していてもいいのかなというのが1つ感想としてはあります。

それから、その下の○の偽装請負の関係ですね。特に滞納等の民間委託の話になります

と、変な話、綿密に委託する側・される側とが情報交換しないといけないという反面、やり過ぎてしまうと、場合によっては偽装請負に陥ってしまうという。ですから、この点についても、できれば、来年度以降、こちらの委員会で、どういうパターンで行えば、その偽装請負を避けられるのかとか、あるいは、この業務については自治体のほうですべきであって、ここから先のこの部分については任せてもいいとか、そういったような絵みたいなものを例えばつくるとか、そこら辺の課題は逆にいただいたのかなと思いました。

それから、悩ましいのが、その下の(イ)のヒアリングで寄せられた課題ということで、特に3つ目、4つ目の○のところの例の法律の関係ですね。議会の承認手続とか、あるいは地方税法第22条の個人情報の話とか、あるいは、その次の○の地方自治法243条の関係とか、この点について、逆に、これは質問ですけれども、これがかなりネックにて進めないという意見が出てきたのか。たまたまヒアリングしたところでは、2～3こういう意見が出てきたのか。ここら辺どんな形で現場の方たちが考えておられたのか、もし情報をお持ちでしたらいただきたいと思います。

○事務局 御質問いただきまして、ありがとうございます。

引継ぎデータの点や偽装請負の関係については、こちらの事務局でも改めて整理させていただきたいと思います。なお、偽装請負については、厚労省と協議の上、平成25年に、「偽装請負の手引き」という偽装請負に関する手引書を作成しておりますが、特に債権回収に関することに余り言及してないこと、また、平成25年に作って、26年に一旦改訂をしているのですが、新たな情報等を盛り込めるものがありましたら、これを反映するような形で、今後検討を図っていきたいと考えております。

最後に御質問いただきました、特に債権回収の法律の制約の問題ですけれども、これは14団体を我々のほうで回っていく中で、非常に多くの団体で共通して聞かれたことでございます。特に情報共有などについては、特に委託は出してないけれども、庁内でやっているといった団体においても、声を聞きますし、あとは、委託をしたいけれども、地方自治法243条等の制限があって、延滞金だけは出せない。本当は貸付金と延滞金とセットで徴収業務を委託したいけれども、結局、延滞金だけ出せないから、貸付金本体だけ委託しても余り意味はないから委託は考えられないという声も聞いたりしますので、そういった点で多くの団体で障壁になっているというような認識を我々のほうで持っているところでございます。

○柏木専門委員 報告書の周知活動、大変お疲れ様でした。

1点質問ですけれども、1ページ目の(4)の「担い手団体との協議」を3回なさっているのですが、そのときに、これからの課題が出ていましたら、お聞かせいただければと思います。

○事務局 基本的に、先ほど自治体からもお声をいただいたのと同じような形で御意見をいただくことも多かったところでございます。

あと、よく聞かれたところとしては、例えば債権の引継ぎデータの関係で、受託者側に

とって丸投げとなり、ばらばらの余り整備されてない状態でいただくというのがあって、そうすると、回収業務に着手するにも、すぐに取りかかれないということで、できる限り、そこはちゃんと整備をした上で委託していただきたい。それは委託をする側、自治体側でも債権の管理に役立ちますし、双方にとってメリットがあるのではないかとということで、お声をいただいたところではございます。

○柏木専門委員 ありがとうございます。

○辻専門委員 全国にわたる周知活動、誠にありがとうございました。

4 ページ目の後ろから3つ目の外部からの意見ですけれども、仕様書や委託金額について非常に役立つ資料があると感じたと書かれております。私もさまざまな団体の顧問をする立場から申し上げさせていただきますと、何か外部に発注するときに、仕様書、要件定義の部分で、現場の担当者の方々はなかなか悩んでしまうと。一からつくと非常に大変なのですね。それがほかで実例があると。実際に、ほかではこういう形で運用をしているというお手本があると、非常に話が進みやすいと思います。

それから、委託金額についても、意思決定権を持っている方からすると、ジャッジするに当たって、相場はどうなっているか。周りは一体どういう仕様のものをどういう金額で投げているのかという情報があると、意思決定をする人間もジャッジしやすいという側面がございますので、仕様書や委託金額に関する情報を、今後もしできれば集めていただいて、例えば追補の形で、別途、ウェブサイトに掲載るとか、さまざまな方法が考えられると思いますので、その辺りの情報を今後も提供していただければ、この動きが進むのかなと考えております。

以上です。

○北川主査 それは現場感でどうですか。

○事務局 まさにおっしゃるとおり、これは本当に生の声として、困っているときにちょうどこういうのがあってよかったというふうなことをお聞きしましたので、今の御意見を受けとめて、今後、私どもなるべく多くの事例を紹介したりというふうなことを検討してまいりたいと思います。

○北川主査 ほかにございますか。

これは清原さんもお話しいただいたのですが、実務担当者には浸透していると思うのですが、首長さんとか、幹部職員の間で広まっていかないと、なかなか担当の仕事というようなことになるのかなと思うのですが、その辺りの縦割りの弊害というか、新しい概念ですから、そういうのは担当されている現場へ行かれて、先ほど私が御質問申し上げた18%程度しか知らなかったという、これがきっかけになって広がっていくのだとは思いますが、トップとか最高幹部に知らしめるのはどういうことがあるとか、今までの運動の中でのネックですね。随分あちこち回られましたけれども、その辺りの感触はいかがでしたか。

○事務局 御指摘のとおり、トップの方に浸透させるのはなかなか難しいというか、担当

者のところで止まってしまっている部分がありますので、それをどうやっていくのか、委員の皆さんの御知見をいただきたいところではあります。

○北川主査 これはトップにとっても相当深刻というか、重大な課題ですよ。これは認識したらやりますよね。

○清原副主査 はい。実際、私たちは公金債権回収については、非常に責任感を持って臨んでいますし、例えば監査委員さんの御指摘とか、あるいは市議会での御指摘の中でも、多くの自治体で、「やはりしっかり納税をしてもらって、未収のものは改善するように」ということが必ず指摘されていると思います。石津専門委員もきっと御体験だと思うのですが、ですから、先ほど申し上げましたように、全国知事会、市長会、町村会にも行っていただいて、まず事務局、またそれぞれに対応する部会等がございますので、そうした部会等を通して、あるいは全体会を通して、このような情報が共有されていくことが有効です。特に全国市長会の場合には、より流布される仕組みはできていると思います。あとは、自治体ですから、自治体の直面している課題の中で、この報告書の成果は反映されるものだと思いますけれども、最初の入口のところで、まずは全国組織に対応していただいたのは、出発点としては正しいのではないかと思います。

○石津専門委員 担当レベルでやっても、なかなかその人が上げるかという問題と、それがちゃんと上がっていくかという問題と両方あると思うのですけれども、首長によりますけれども、例えばうちの場合には、私のところにじかに来てもらって、私がいいと思ったら、それは全部下ろしてしまいますので、多分、弁護士会とかサービサーさんとかそちらの方たちがこの事業をメリットに感じているのであれば、これを仕事としてというか、自分たちの範疇として広げたいと思っているのであれば、そういう会の方たちがじかに首長にアポ取って説明していただくのが、多分一番早いと思います。「埼玉県弁護士会の事務局です」と言ってアポを取れば、多分会わない首長はいないと思います。何の話だろうと思ってびっくりして。多分会うと思いますので、会って、実は今度こういうことをやって、弁護士で受けますから、お宅に案件ありませんかと言われれば、ただちに検討しましょうという流れになると思います。

そうじゃない仕組みの役所もありますから、そうすると、また時間がかかって。そもそもそういうところは下からも上がっていくのに時間もかかるし、何年もかかるし。そこまで相手にしていると、時間が大変だと思うので、やる気があるけれども、情報がなくて、やらないだけというところは、じかに会っていただいて、営業していただいて、説明してもらって、それで、多分一発だと思います。ただ、こちらの方たちがやる気なければ、やはり営業は大変ですから、そうは言っても、アポを取って、説明して行って、当たるか当たらないかわからないですから、それをやらなければいけないですけれども、もし、それをやっていただけるのであれば、それをやっていただければ、多分それであつという間に広がっていくと思いますので、それぞれのやれることと具体的な事例。「もう、よそでやっています」というのがあれば、それで安心しますから、具体的に「何々市さんではこう

やっています」という事例と併せて営業していただければ、多分それで広がっていくと思いますので、それを今後、それぞれの受けていただける団体の事務局さん辺りに営業をしていただくのが一番いいかなと思います。

○北川主査 どうも現実的なお話をいただいたのですが、なかなか難しいところで、ウィンウィンの関係にどうなるかということでしょうけれども、御検討をいただくということでよろしいですね。

○事務局 今おっしゃった知事会さんとか、サービサー協会さん、日弁連さんとそれぞれつながりが私どもはありますので、アプローチしていくように、今の御意見を踏まえて検討していきたいと思います。

○北川主査 それでは、御意見いただいたこととして、時間の制約もございますので、次に移らせていただいてよろしゅうございますか。

それでは、次に「3 公金債権回収業務における試行自治体の実施結果について」事務局から御説明をお願いしたいと思います。

○事務局 私から、資料2に基づきまして、「公金債権回収業務における試行自治体の実施結果のまとめ」の御説明を申し上げたいと思います。

試行自治体については、平成25年度から試行を実施してきたわけですが、その目的として、①にございます、自治体の事務負担の軽減、及び②として、実施状況を踏まえて論点整理、好事例の収集等とともに、より効果的・効率的な債権回収業務のモデルの提案を目指すことを目的に開始したものでございます。

全国で11の地方公共団体を平成25年2月に選定いたしまして、平成25年度から試行自治体で債権回収業務の民間委託、あるいは自主的納付の呼びかけ、あるいは、弁護士による職員向け研修を行ってまいりました。

その間、内閣府としては、事業者選定に当たり、募集要項、仕様書等について、注意点、法令解釈等の助言、あるいはほかの自治体の先進事例を例示等々行いまして、それぞれ連携をしながら実施してきたものでございます。

その成果として、回収額の確保、回収率の向上、滞納者との接触、こちらは自治体の首長名以外で催告とかすることによって初めて接触が図れるという、そういったこと、あるいは、委託とすることによるほかの業務への注力といったような成果があらわれたところでございます。

私どもといたしましては、この成果について2つの面から展開を図っていきたいと思っております。左側でございます、こちらは既に反映させているものですが、先ほどの議題にもございました報告書の反映ということで、委託に当たってのチェックポイント、仕様書等の実例を掲載、これは既に実施したものでございます。

本日の御提案として、内閣府のホームページで、各試行自治体の実施結果の公表を平成27年3月末をめどにしていきたいと思っております。こちらについては、先ほどの周知活動の中でも意見として寄せられたのですが、各自治体の事例があれば、非常によいという

声がございましたので、11団体の御了承も得た中で、公表していきたいと思っております。それによって、一番下にございますとおり、数多くの状況を水平展開することによりまして、広域的な推進をしていこうというものでございます。

具体的に、公表の内容ですが、資料Bの事例として1つ、通し番号での21/28ページを御覧いただきたいと思えます。No.8と称しますが、こちらの団体では、母子父子寡婦福祉資金の債権を民間委託したというものでございまして、記載内容としては、契約期間、開始理由、内容、委託先、入札方法、委託対象者と続きまして、このように具体的にどのような形で民間委託をしたのかがわかるような形で公表したいと考えております。

下のほうには、委託実績ということで、こちらの場合、委託債権額に対して、回収率は大体18%、全額納付した方が18.3%で、その他一部納付した方も含めて現金回収額が19.8%というような成果が出ているところでございます。それに対して委託料。先ほども報酬額の話がございましたが、委託料について、どのような基準で支払となったかということについて具体的に記載してございます。

次のページにまいりまして、実施効果として、回収率の向上等々を記載してございます。また、実施したことにより課題も明らかになったということで、課題のほうも記載させていただいております。

こちら25年度の実施状況でございますので、併せて、その継続性がどうかというところも記載をしております。一番下のⅢになりますが、26年度の実施状況ということで、継続して1年間、その後もやっていることによって、さらに、27年度以降の方向性も記載してございます。

このような形で、今日、委員の皆様のお意見を賜りまして、その後、詳細な部分を試行自治体と詰めまして、ホームページで公表していきたいと考えておるところでございます。

以上で、説明とさせていただきます。

○北川主査 ありがとうございます。

御意見、御質問をお願いしたいと思います。

○野口専門委員 公募の結果、全国で11団体を選定したとあるのですけれども、この選定基準を教えてくださいと思います。

○事務局 こちらは、今後、民間委託を進めていこうという団体として、特にこういう課題がある団体を全国で公募して選んだということでございます。

○野口専門委員 公募に応募してこられた方は100%とったということですか。

○事務局 当初、内閣府では10団体を想定して募集をかけたわけですが、それを超える団体がありましたので、11団体を試行団体として選定したという経過でございます。

○北川主査 よろしいですか。

もし、あれば、後でまた、御質問いただくとして、時間の関係から次に移らせていただきます。

試行自治体は新たな取組であったわけですが、内閣府との連携のもと、各団体がさまざま

まな成果を上げたことは大変よかったと感じております。地方公共団体においては、取組事例の具体的な内容が何よりの情報となりますので、これを広く展開していくことが大事だと思います。事務局におかれては、試行自治体と内容の確認を行った上で、公表へと進めていただければと思います。

それでは、議事次第に従いまして「4 「国立大学附属壘・国公立病院等における医業未収金の徴収手法等に関する調査」報告」に移ります。

事務局から御説明をお願いいたします。

○事務局 事務局の伊東でございます。

今回、本年度の委託調査として、この調査を行いました。時間も限られておりますので、資料3のスライドと概要に基づきまして報告させていただきます。

まず、スライドの右上を御覧いただきたいと思います。地方公共団体における医業未収金については、地方公共団体の債権回収ということでこれまでお取り組みいただいているところがございますが、地方公共団体における医業未収金は、地方の公金債権額の中でも相当な割合を占めているが、徴収対策は進んでおらず、依然、医業未収金は増加傾向にあり、外部委託等による回収促進のため環境整備が必要であるというのが状況かと存じます。

また、左側には、国立大学法人における医業未収金について記載してございますが、公共サービス改革基本方針の中で、国立大学法人の医業未収金の徴収業務等も含めた業務が引き続き経営改善の取組に努めるとされております。また、附属病院については、国立大学法人の中でも自己収入の割合が大変大きくなっておりまして、診療費についても、確実に収納することが大きな課題となっております。

また、左側の下側になりますが、関連市場化テストフォローアップ調査ということで、国立病院、労災病院と記載をしております。こちらは、厚生労働省所管の独立行政法人として国立病院機構と労働者健康福祉機構の国立病院と労災病院について、過去に市場化テストを行い、医業未収金支払案内等業務を行ったことがございます。しかしながら、なかなか医業未収金の徴収業務ということではなく、支払案内等業務にとどまったことがございまして、なかなか成果が上がらなかったということがございました。現在のところ、各病院でお取り組みをいただくということで、市場化テストを終了したという事情がございます。

こういうことがございました関係で、今回こういった調査を行うことといたしてございます。これらはいわゆる公的病院と言われる病院かと存じますが、地域医療の最後の砦とも言えると思います、特定機能病院であったり、災害拠点病院であったり、がんなどの病気の拠点病院ということで位置づけられた役割を担っている病院かと思っております。

これは公的病院だけではないですけれども、医師法条19条の応召義務ということで、患者様を地域で診療しなくてはならないというような人道的な観点の定めもありまして、そういう意味でも公的病院は未収金を非常に抱えやすい環境のもと、要因があることが言えるかと思っております。

特に、それに加えて、自治体の病院については、特に对患者、患者様と直接かかわる職員の大部分が業務委託をしているというのが実態であることが今回の調査でわかってまいりました。そういった意味でも、医業未収金の徴収に関しては、業務連携の難しさが今回非常によくわかってきたということがございます。

これまで、外部委託に関する委託調査については、ターゲットとしては、外部委託の部分にのみターゲットを当てておりますが、今回は、医業未収金の取り漏れ防止、例えば支払方法の工夫とか、入院保証金の有無、入院時のオリエンテーションを行っているかなどについての取り漏れ防止。また、患者相談、患者サービスということで、先ほど来の議論でも、福祉的配慮に言及がございましたけれども、メディカルソーシャルワーカーによります患者サービス、具体的には、国民健康保険の加入支援とか、生活保護の受給支援、高額療養費制度、難病の公費負担制度、成年後見人制度の支援などを行ったりというような患者サービスなど、それに関します方策、これらの院内での改善努力を踏まえた業務委託という観点でこの問題を捉えまして、成果としては、公共サービスとしての医療未収金徴収業務が適切に行われ、病院の自己収入に直結すること、また、地方公共団体における外部委託等の環境整備を行うことによる徴収対策を促進することの成果を期待いたしまして、今回、総合評価落札方式によりアビームコンサルティング株式会社に委託をしたところでございます。

概要の2ページ目をお開きいただきたいと思います。こちらの絵の部分で調査の概要を書いております。まず、全45病院国立大学附属病院について、現状を調査いたしております。その中で御協力をいただいた名古屋大学と鳥取大学の病院について調査を行っております。

また、独立行政法人におけるフォローアップ調査として、国立病院機構、労働者健康福祉機構の機構本部を訪問いただくとともに、それぞれの病院、岩国医療センターと長崎労災病院を訪問調査いただきました。

また、その他運営主体における先進事例調査として、自治体病院としては、東京都病院経営本部に行ってくださいまして、東京都立の8病院、病床数としては300~800床の病院となっておりますが、その病院経営本部、また、今回、仕様の中で、外国人対応ということを仕様に入れてございますので、関西国際空港のそばにありますりんくう総合医療センターを調査いただきました。

また、多分、自治体病院では大阪市立総合医療センター、病床数としては1,063となっておりますが、そちらの病院を調査いただいております。

また、グッドプラクティスを紹介するというので、今回5つの民間病院に行ってくださいまして、これは、救急・急性期、慢性期が左側に書いてありますが、例えば、一番上の横浜新都市脳神経外科病院、こちらは脳梗塞とかくも膜下出血で急に運ばれてしまう、いわゆる救急・急性期が主なものということで、慢性期として御幸病院とありますが、こちらは介護施設などと連携をしている病院ということで、病床数についても、こちらは

右側に寄れば寄るほど病床数が多いということで、御幸病院は186ですが、一番大きい病院の大阪市立総合医療センターは1,063床という形で、幅も大きく、小さい病院から大きい病院までをお調べいただいているという状況でございます。

それから、逆に、今度、受託者ということで、今回、弁護士2名と行政書士1名ということでお調べをいただいております。まず、須田徹弁護士については、債権回収で非常に有名な先生でございまして、全般的に徴収をしているというようなことで、報告書の86ページ以降に書いてありますので、後ほど御覧いただければと思いますが、弁護士より督促状の送付から訴訟に至るまでをやっているというものでございます。

また、次の楠井弁護士については、そういった形ではなくて、モンスターペイシメント対策、それから、病院の院内の安全管理委員会などにも御出席いただいたりということで、病院に弁護士さんが常駐して、未収金の徴収も含めた形で委託をしておるというような病院の例が出てまいりました。

3つ目の河合行政書士の事務所では、こちらは先生自体が病院勤務経験者でございまして、そのノウハウを生かした医業未収金の徴収に関するコンサルテーションをされておるというような内容となっております。記載してございます。

概要の一番最後には、効果的な医業未収金対策に向けたポイント図で、概要を一枚物の絵に落としたものが載せてございます。今回、医業未収金をどう捉えるかが非常に重要だということでもとめをしております。

まず1つ目として、患者さん御家族に借金を負わせることは重要な患者サービスの1つであるという認識を病院がすること。それから、未収金を発生させる、またはさせ得る患者さんに対する対応を、一部の納税者に対する過剰な支払請求行為と捉えるのではなく、必要な支払を行っている他の多くの納税者の立場を踏まえた公平性確保に係る行為と捉えることが重要であるというようなことを言っております。入院時と退院時の2つのタイミングをどう捉えるかも非常に重要ということで、やるべきこと、ヒト・組織、モノ・仕組みというような形で、ポイントと参考対応例について、時系列順に下側に下りていくような形で表をまとめてございます。

また、外国人の患者さんに対する対応などについても、文化や価値観の違いの問題も考慮する必要があるということにはなっておりますが、入院前に早期に概算費用を提示し、費用負担について毅然としっかり議論することなどについても重要というようなことが言われてございます。

また、報告書の中では、受託者の効果的な活用の可能性として、サービサーなどの業務範囲とか、実際にサービサーでも、医療未収金に対するノウハウということで、報告書の中でも、現場で徴収するのに、経験者を採用することによって徴収が円滑に行われているという例もたくさん出てきております。そういうような新たな業務の可能性なども示唆されておるところでございます。

このような内容の報告書となつてございまして、今後、グッドプラクティスということ

で御紹介させていただいた病院については、連絡先なども明示をいただきまして、今後、横展開できるような形としてございます。今後は、メールマガジンなどでも周知をいたしまして、病院の医事課などの現場で実務的観点で御活用いただけることを切に願っております。また、その他の債権回収業務にも一部参考にできる部分については御活用いただければと考えてございます。

説明は以上です。

○北川主査 ありがとうございます。

御質問はございますか。

○荒川専門委員 弁護士とかサービサーの会社に外部委託している事例について、こういう未収金を外部委託したというような特徴とございますか、共通した特徴・特質がありますれば。例えば、現年度のは病院のスタッフがやられ、過年度で積み上がってしまったものは委託するとか、現年度のものでも、少し問題の発生しそうな患者さんに限って委託するとか、そういう共通点・特徴はございますか。

○事務局 基本的には、院内でかなり絞った形でおやりになっているというのが実態であるかと思われま。かなりこげついてしまったものについて弁護士の先生にお願いしているような部分も見受けられるところではあります。逆に、須田先生の報告のところにも書いておりますけれども、債権発生後1年以内、遅くも2年以内に委託していただきたいというようなことを書かれておりますし、時効3年が満了してからは、弁護士であっても回収は困難であると書いていただいておりますので、早めの対応が、院内であっても、委託するに当たっても重要であることがわかる部分だと思えます。

○荒川専門委員 何らかの基準を設けて、すみ分けみたいな形でされているということでしょうか。

○事務局 はい。

○荒川専門委員 わかりました。ありがとうございます。

○北川主査 よろしゅうございますか。

それでは、次に移らせていただきます。

「5 地域の公共サービス改革（窓口関連業務）に関する取組の調査報告」を事務局から御説明をいただきたいと思えます。

○事務局 事務局の藤木でございます。時間の限りがございますので、ポイントを押さえて御説明申し上げたいと思えます。

まず、お手元の資料の4-1「地域の公共サービス改革（窓口関連業務）に関する取組の調査報告」の資料を御覧ください。

こちらについては、1ページ目に公共サービス改革法の法特例で定められておりました窓口5業務について、戸籍謄本ほか4業務について御説明したいと思えます。ちなみに、外国人登録制度の廃止に伴って、いわゆる公サ法が始まった当初は、法特例6業務となっておったものを1業務が削除されております。

(2) に市場化テストを実施した場合のメリットということで、法律の特例に係るところ、それから、機密保持義務規定が設けられること、あるいは、みなし公務員規定が設けられるということ、それから、監督規定が使えるといったことが、公サ法に基づいて市場化を行ってまいりるメリットとして整理できると思います。

(3) は、法特例業務のポイントでありますところのフロー図でございまして。ポイントとしては、官署内に市町村職員がいない場合に民間委託する事例でございまして。

2枚目の上段に、(4) の導入6事例で、導入した6事例を上から並べております。前回の小委員会でも、一番下の6つ目の事例として大阪府箕面市が、証明書発行拠点を拡大したということで、こういう事例が新たにわかりましたという御報告をさしあげたところでございます。

それから、2番にお進みいただきまして、こういった市場化テストに関する取組として、過去行ってきたことの御説明でございまして。まず(1)で、「市場テスト実施に当たっての実務的課題の整理」ということでして。公共サービス改革法が定まって、こういった現在の事務局のような形で始まった当初、平成19年度及び20年度に、地方公共団体での市場化テストの実施の方法について、実務的にも含めて研究会を行っております。その報告書が、お手元の資料4-2の資料として「平成20年度 地方公共団体との研究会 報告書」としてまとめてございまして、こちらを現在公表しているところでございまして。

(2) については、法に基づいた官民競争入札、民間競争入札の概念の整理と、それから、法律の特例なしに、特定公共サービスの場合とそうでない場合について、どの根拠に対応するかということを示した表でございまして。

続いて、「3 窓口5業務の市場化テストを実施している地方公共団体訪問調査」に入ります。時間が限られていますので、(1)の「目的」は、前回御報告のとおりなので、割愛させていただきます。その結果を、「委員限り資料」ということで、A3の資料を折りたたんでありますが、こちらの縦・横のマトリックス表として、訪問いたしました市場化テストのポイントに従って、各6つの事例を横並びにした表でございまして。このように各団体に共通するところ、しないところがあるのですが、そういったところを6つヒアリングに行ってみまして、その結果をまとめると、お手元の資料2ページ目の下半分のところ以下のような状況でございまして。

まず、(2)の「運用状況」ですけれども、公サ法の制定当時は、窓口業務を委託するということが、個人情報の取扱い等々の御懸念を各方面からいただいたところではございますが、現状、運用状況としては、そういった心配されていた状況にはなっていないし、順調に運用されていることを事務局で確認しております。

一方、「課題・展望」については、大きく2ついただいております。

1つ目は、「公共サービス改革法第47条1号が求める「合議制の機関」設置に係る負荷」でございまして。これは何のことかと申しますと、国・中央政府の場合には、官民競争入札等監理委員会という第三者委員会を設けているのですが、地方公共団体が法に基づいて市

場化テストを行う場合には、このような第三者委員会、合議制の機関を設立することが必要で、法で求められておりますが、現状の市場化テストの導入のコストデメリットということだと思っておりますが、等々を考えますと、若干負荷が高いという意見をいただいております。

それから、2点目は、指定管理者制度等との併用を行う場合についての環境整備でございます。詳しく読み上げるのは、ちょっと時間もありますので、控えますけれども、6団体内中3団体において、市場化テストと指定管理者制度を併用していました。また、指定管理者制度ではないのですが、窓口が入っている庁舎の一般的な管理をある会社、地元の方がつくった会社に委託していて、それと合わせ技で市場化テストも受けることによって効率性を発揮しているような事例もございました。このように、市場化テスト単体で使うというよりは、何かしら指定管理者制度等と関連する制度と併せることで、シナジー効果を発揮するということでしょうか、そういったことが期待されているというのが現場の意見だったということでございます。

ですが、一方、3ページ目の「・」の一番下を書いてございますように、指定管理者制度と市場化テストは別の制度でございますので、両制度の併用を図ろうとすると、別の制度なのでどのように進めるかということに関して、若干手続の煩雑さと、やり方を工夫しないと、別の事業者が指定管理者制度の1位と市場化テストの1位が異なってしまうというようなリスクもはらんでいる中で、それぞれの自治体が工夫して運用されているということでしたので、このようなことについても、何とか国のほうで対応いただけないかということでございます。

一方、先ほど説明しました、資料4-2の平成20年度の研究会報告書においては、資料の81ページにまとめているのですけれども、指定管理者制度でもやれる業務についても含めて一つの公共サービスという形で整理して、市場化テストのもとで広げて一本で選定し、その選定結果をもとに指定管理者の指定も行う方法がいいのではないかと整理をしていて、どちらかという市場化テストのほうに寄せていく整理がされていたわけです。ところが、そういった整理をしておきながら、現実には異なっているわけですので、そういったところのギャップについても今後対応していくところが課題になっているのかというところでございました。

以降は、4番については、御議論いただくための制度の違いや選定の手続についてまとめた資料になってございますので、必要に応じて御覧いただければと思います。

事務局からの御説明は以上でございます。

○北川主査 御意見、御質問ございますか。

○辻専門委員 御説明ありがとうございました。

1点、なかなか基本的な質問で、何か誤解があったら御指摘いただきたいと思うのですが、これは指定管理者制度と市場化テストで、その両方を併用するというまず前提ですね。1点気になったのは、指定管理者制度を先にやって、ある施設について指定管理

者が決まると。その上で、この施設において市場化テスト業務を行いますよとやった場合に、既に市場化テストでは、その施設内部において従業員さんが働いている方と、新たに別途新しく入ってくる方、両者を比べると、もともと施設で働いている方が兼業できますから、もともと施設にいた業者については、なかなか出発点が違うというか、ハンディがあるというか、多分、人件費がかなり安くできるのではないかなと思うのですね。そうすると、指定管理者制度で選ばれた人間がほぼ自動的に市場化テストでも選定されてしまうのではないかとちょっと思ったのですが、こういう問題点はないのでしょうか。

○事務局 御指摘のとおり、そのような競争性の確保について、実際に導入されている自治体でも留意いただいているということをごさいます。具体的には、訪問いたしました守谷市の事例については、指定管理者の指定の期間と市場化テストの期間を極力基本的には一致させるとともに、指定管理者の応募の際には、市場化テストにも応募することを条件にしております。市場化テストのほうに応募をする際には、指定管理者制度の応募もしていて、両方に応募していただかないと、その先、その先の選定に進まないような仕組みを取り入れることによって、競争性の確保については留意されているということをごさいます。

○石津専門委員 市場化テスト自体に対しての懐疑的な見解で大変恐縮ですけれども、結局、こちらの資料を見ても、応札している業者が1者くらいしかないということで、結局、行政が行っている事業について、みんな今まで行政が行っていたわけですから、民間がやってない分野なので、そもそも民間で受けられるところはないわけですね。そういう状況で、市場化テストでやって参入を促しても、なかなか難しい。もっと育った状況であれば可能だと思えるのですけれども、そこでやっていくのはなかなか難しいのかなというのが1つと。

結局、市場化テストの場合には、現実問題として、もう既に委託でやりたい分野は一部あろうと何であろうとどんどん委託しているわけですね。委託の場合には、委託先にありますけれども、市場化テストの場合には、責任は自治体の側にあるのですね。そうすると、市場化テストを行って民間にその業務をお願いするという自治体側のメリットが多分考えにくいですし、その実態としては、委託で業務は民間に出せるところは出しているし、仮に入札をかけたとしても、応札してくれるところはないしということで、これが自治体で取り組むというような環境がなかなか整っていないのかなというのが率直なところですが、その辺どうなのでしょうかね。ちょっと根本的な問題で申しわけないです。

○事務局 委員の先生方のお手元の資料Dの守谷市を御覧いただきますと、最新のところでは1者という形にはなっているのですが、こちら2期目でございますので、1期目のところでは、競争が働いて、複数の応札があったと聞いております。

一方、守谷市を訪問させていただいたときに、実際に全国の自治体で株式会社が受けているほぼ唯一の事例ですけれども、こちらの資料にある受託事業者さんにお話を伺ったところ、公サ法に基づいて、かなり厳しいガバナンスが効いている窓口業務を受託すること

自体にやはりちゅうちょがなかったわけではないといった率直な声もいただいております。確かに、万が一のことがあれば、信用問題にもなるということで、かなりいろいろな議論があったように聞いておりますが、その会社としては、結論として、経験してよかったというような言葉もいただいているところでございます。アウトソーシングを進めるといって、市場化テストという制度の縦割りのところよりもう少し大きな視点で、自治体にとってアウトソーシングはどうかといったところから、少し掘り下げた検討が必要になっていくのではないかとというのは感じているところでございます。

○石津専門委員 結局、新しい分野なので、民間業者を育てるところがないと、では、競争します、応札してくださいと言っても、誰も引き受けるところがなければ、自治体としても、参加してくださいと、自治体にエントリーないわけですから、まずそういう分野を育成することがないと、幾らシステムだけ整えましたと言っても、受け手がなければ、それは全然機能しないわけなので、そこをどういうふうにしていくかということも少し考えていただかないと。それには、全然民間に出してない状況だとそれは育つわけないので、もう少し民間にどんどん仕事が出されていって、その中で少しずつ受注している会社が出てきてみたい、その分野を育てていかないと、なかなかこれを機能させるのは難しいかなという気がします。

○北川主査 どうもありがとうございました。

よろしゅうございますか。

それでは、次に移らせていただきますが、事務局は御意見を承られて、関係省庁との協議を行って、課題解決に努めていただくようお願いいたします。

それでは、以上をもちまして、本日の公開審議は終了となりますので、オブザーバー、傍聴者の方は御退席をお願いいたします。

(オブザーバー、傍聴者退席)